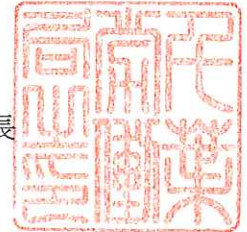




千労発総0807第1号
令和2年8月7日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
千葉県支部長 殿

千葉労働局長



労働保険未手続事業一掃強化期間に係る記事の広報誌掲載について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

労働保険適用徴収業務の推進につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昭和50年に労働保険が全面適用となって以来、労働保険の適用事業数は年々増加していますが、小規模零細事業を中心になお相当数の未手続事業が残されている状況にあります。

これら未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平性の確保、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要であることから、当局では「未手続事業の一掃対策」を重点施策と位置付け、11月～12月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、広報活動を集中的に展開することとしております。

つきましては、労働保険制度の健全な運営にご理解をいただき、貴広報誌「トラック情報」等に労働保険未手続事業一掃強化期間に係る記事（別紙例文）を掲載して頂きますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、当該記事を掲載して頂いた場合につきましては、お手数ですが当労働局労働保険徴収課あて当該広報誌等1部を送付くださいますよう併せてお願い申し上げます。

【担当】

〒260-8612 千葉市中央区中央 4-11-1

千葉第2地方合同庁舎 2階
千葉労働局総務部労働保険徴収課
労働保険適用指導官 深堀
TEL 043-221-4317(内線 3248)
FAX 043-221-4406

11月～12月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みでしょうか・・・？

労働保険とは

労働保険とは労災保険と雇用保険を総称した言葉であり、労働者（アルバイト、パートを含む）を一人でも雇用する事業主の方は、必ず労働保険の成立手続をしなければなりません（農林水産業の一部を除く）。

建設業の場合は、元請工事について労災保険の加入が必要となります。また、雇用労働者についての雇用保険の加入が必要となります。

労災保険とは

労働者が業務上の事由や通勤によって負傷したり、病気にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っております。

雇用保険とは

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

また、失業の予防、労働者の能力開発や向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っております。

千葉労働局では年間を通じて適用促進活動を行うとともに、11月～12月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定めて、未手続事業の解消に向けて、一層の適用促進を図ることとしております。

会員の皆様の下請け、協力会社等で、労働保険の加入手続をしていない事業場がありましたら、ご指導方お願いいたします。

電子申請による手続きも可能ですのでご利用ください。

労働保険料・一般拠出金の口座振替のご利用を

全ての事業主について、口座振替がご利用いただけるようになりました。

口座振替のメリット

- 金融機関の窓口での納付が不要となります。
- 振替手続を一度行えば、以後も継続して口座振替で納付ができます。
- 保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます。
- 手数料はかかりません。

詳しくは、千葉労働局労働保険徴収課（TEL：043-221-4317）又は最寄りの労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。